

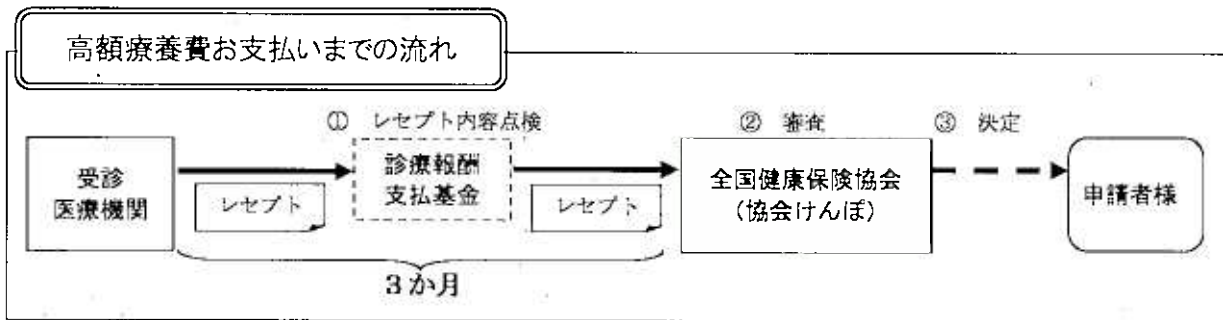
高額療養費ご申請後の注意事項

- ① 支給決定まで、診療月から「4か月」程度要します。
(支給決定の際は、「支給決定通知書」を送付します。)

高額療養費につきましては、受診された医療機関等からレセプト(診療報酬明細書)が届いてからの審査となります。受診された医療機関から協会けんぽにレセプトが届くのは、通常の場合、診療月から3か月後※となるため、支給決定までには、診療月から最速でも4か月程度要します。

(4か月以上前の診療月分を申請された場合で、レセプトがすでに協会けんぽに届いている場合は、支給決定まで概ね2か月程度要します。)

※ レセプトの到着が遅れた場合は、その分支給決定月も遅れることとなります。



- ② ご記載いただいた「医療機関・薬局」以外に、請求できる医療機関情報があります場合、別途記載が必要となります。
(申請書を一度お戻しさせていただきます。)

※ 申請書に記載がなく、請求漏れとなる代表的なケース

- ・ 処方せんをもらった医療機関や、その薬を受け取った調剤薬局の記載がない。
- ・ 領収証のコピーの添付があるが記載がない。
- ・ 限度額適用認定証を利用した入院(通院)分の記載がない。
- ・ 同じ医療機関の入院と外来分を別々に記載していない。
- ・ 都道府県や市区町村より医療費助成をうけているが、助成の有無の記載がない。(◎欄)

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会 埼玉支部
業務グループ

電話:048-658-5913